別表十七（二の五）　対象純支払利子等の額の損金不算入に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

円

調整所得金額の計算	対象支払利子等合計額（別表十七（二の五）付表「10」）		1	
	控除対象受取利子等合計額（別表十七（二の二）付表二「10」）		2	
	対象純支払利子等の額（1）－（2）		3	
	所得金額仮計（別表四「22の①」）		4	
	加算	物損等の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入額	5	
		対象純支払利子等の額（3）	6	
		減価償却資産に係る償却費の額	7	
		貸倒れによる損失の額	8	
		匿名組合契約等により匿名組合員に分配すべき利益の額	9	
		小計	10	
	減算	受取配当等の益金不算入額	11	
		特別償却準備金に係る益金算入額（別表十六（九）「27の計」）	12	
		特定子法人の課税対象金額等	13	
		調整対象超過利子額の損金算入に係る特定子法人の課税対象金額等（別表十七（二の三）「21」の合計）	14	
		匿名組合契約等により匿名組合員に負担させるべき損失の額	15	
		小計	16	
	法人税額から控除される所得税額（別表六（一）「6の③」）		17	
	非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額		18	
	調整所得金額（4）＋（10）－（16）＋（17）＋（18）（マイナスの場合は０）		19	
損金不算入額の計算	当期損金算入限度額（19）×20％		20	円
	（3）－（20）（マイナスの場合は０）		21	
	国外支配株主等に係る負債利子等の課税の特例との調整	別表十七（一）「28」、「29」、「30」又は「31」	22	
		（21）＞（22）の場合（21）	23	
		（21）≦（22）の場合	24	0
		措置法第66条の５の２第６項の適用の有無	25	有・無
	調整対象金額に係る調整額（別表十七（二の二）付表三「13」）		26	円
	損金不算入額（((23)－(26)) 又は (24)）		27	
	恒久的施設帰属資本相当額に対応する負債利子の損金不算入制度との調整	別表十七の三（二）「12」	28	
		（21）＞（28）の場合（21）	29	
		（21）≦（28）の場合	30	0
		措置法第66条の５の２第９項の適用の有無	31	有・無
	損金不算入額（(29) 又は (30)）		32	円

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）